（廃業等の届出）

第六条　法第三条第六項の規定による届出は、第三号様式による廃業等届出書を提出して行うものとする。

（宿泊者名簿）

第七条　法第八条第一項の宿泊者名簿は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。

2　法第八条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める場所は、次の各号のいずれかに掲げる場所とする。

一　届出住宅

二　住宅宿泊事業者の営業所又は事務所

3　法第八条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、宿泊者の氏名、住所、職業及び宿泊日のほか、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号とする。

4　前項に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等（磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。）に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第八条第一項の規定による宿泊者名簿への記載に代えることができる。

（周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明）

第八条　法第九条第一項の規定による説明は、書面の備付けその他の適切な方法により行わなければならない。

2　法第九条第一項の届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であって国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　騒音の防止のために配慮すべき事項

二　ごみの処理に関し配慮すべき事項

三　火災の防止のために配慮すべき事項

四　前三号に掲げるもののほか、届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項

（住宅宿泊管理業務の委託の方法）

第九条　法第十一条第一項の規定による委託は、次に定めるところにより行わなければならない。

一　届出住宅に係る住宅宿泊管理業務の全部を契約により委託すること。

二　委託しようとする住宅宿泊管理業者に対し、あらかじめ、法第三条第二項の届出書及び同条第三項の書類の内容を通知すること。

2　法第十一条第一項第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める居室の数は、五とする。

3　法第十一条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、日常生活を営む上で通常行われる行為に要する時間の範囲内の不在とする。

4　法第十一条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるときは、次の各号のいずれにも該当するときとする。

一　住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が、同一の建築物内若しくは敷地内にあるとき又は隣接しているとき（住宅宿泊事業者が当該届出住宅から発生する騒音その他の事象による生活環境の悪化を認識することができないことが明らかであるときを除く。）。

二　届出住宅の居室であって、それに係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊事業者が自ら行うものの数の合計が五以下であるとき。

（宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託の方法）

第十条　住宅宿泊事業者は、法第十二条の規定による委託をしようとするときは、当該委託をしようとする住宅宿泊仲介業者又は旅行業者に対し、届出番号を通知しなければならない。

（標識の様式）

第十一条　法第十三条の国土交通省令・厚生労働省令で定める様式は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を自ら行う者（次号及び第三号に掲げる者を除く。）　第四号様式

二　法第十一条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるときに届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を自ら行う者（住宅宿泊管理業者であるものを除く。）　第五号様式

三　届出住宅に人を宿泊させる間不在となるときに届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を自ら行う者（住宅宿泊管理業者であるものに限る。）　第六号様式

四　届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者へ委託する者　第六号様式

（住宅宿泊事業者の報告）

第十二条　法第十四条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　届出住宅に人を宿泊させた日数

二　宿泊者数

三　延べ宿泊者数

四　国籍別の宿泊者数の内訳

2　住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の十五日までに、それぞれの月の前二月における前項各号に掲げる事項を、都道府県知事に報告しなければならない。

（身分証明書の様式）

第十三条　法第十七条第二項の身分を示す証明書は、第七号様式によるものとする。

（条例の制定の際の市町村の意見聴取）

第十四条　都道府県は、法第十八条の規定に基づく条例を定めようとするときは、あらかじめ、当該条例の案を当該都道府県の区域内の市町村に送付しなければならない。

2　前項の規定による送付を受けた市町村は、都道府県に意見を述べようとするときは、都道府県が指定する期日までに意見を提出するものとする。

（住宅宿泊事業等関係行政事務の処理の開始の公示）

第十五条　法第六十八条第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を開始する旨

二　住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を開始する日

（住宅宿泊事業等関係行政事務の引継ぎ）

第十六条　都道府県知事は、法第六十八条第四項に規定する場合においては、次に掲げる事務を行わなければならない。

一　引き継ぐべき住宅宿泊事業等関係行政事務を保健所設置市等の長に引き継ぐこと。

二　引き継ぐべき住宅宿泊事業等関係行政事務に関する帳簿及び書類を保健所設置市等の長に引き渡すこと。

三　その他保健所設置市等の長が必要と認める事項を行うこと。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成三十年六月十五日）から施行する。